

中小企業子育て支援助成金

会社内に初めて、**育児休業取得者**又は**短時間勤務利用者**が出た場合、5人目まで支給されます。

● 受給できる額

対象者が初めて出た場合に5人目まで次の額が支給されます。

	育児休業	短時間勤務
1人目	100万円	① 6ヵ月以上1年以下 60万円 ② 1年超2年以下 80万円 ③ 2年超 100万円
2人目から 5人目まで	80万円	① 6ヵ月以上1年以下 40万円 ② 1年超2年以下 60万円 ③ 2年超 80万円

● 受給できる事業主様

次のすべてに該当する事が必要です。

1. 労働者数が100人以下
2. 一般事業主行動計画を策定し届出ている事
3. 就業規則に育児休業又は短時間勤務制度の規程がある事
4. 平成18年4月1日以降、初めて「育児休業取得者」又は「短時間勤務利用者」が出た事
5. 対象労働者が
 - ◆ 育児休業取得者の場合、次の要件を満たしている事
 - ① 雇用保険に加入している事
 - ② 1歳までの子を養育する為に6ヵ月以上育児休業を取得した事
 - ③ 育児休業終了後、継続雇用され復職後6ヵ月以上の就業実績があること
 - ◆ 短時間勤務利用者の場合、次の要件を満たしている事
 - ① 雇用保険に加入している事
 - ② 平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6ヵ月以上③のいずれかの制度を利用した事
 - ③ 対象となる短時間勤務制度
 - (ア) 1日の所定労働時間を短縮する制度
 - (イ) 週又は月の所定労働時間を短縮する制度
 - (ウ) 週又は月の所定労働日数を短縮する制度